

雨水幹線の現状と今後の整備予定

2024年10月 上下水道局資料

(1) 整備済の雨水幹線(令和5年度実績)

主要な施設名		事業内容	供用開始	貯留容量 (m^3)	建設事業費 (億円)
幹線	吉祥院幹線	口径 800~2,800mm 延長 4,840m	平成6年度	13,000	110
	伏見幹線	口径 6,000mm 延長 1,110m	平成14年度	31,000	48
	西羽東師川1-1号幹線	口径3,250~5,250mm 延長 6,630m	平成16年度	78,000	404
	桃山雨水幹線	口径 4,000mm 延長 1,800m	平成16年度	22,600	33
	有栖川中央、北、南幹線	口径2,200~4,500mm 延長 3,430m	平成19年度	39,000	98
	堀川中央幹線	口径 6,000mm 延長 2,690m	平成20年度	70,000	133
	堀川北、北山、今宮幹線	口径1,800~3,750mm 延長 2,160m	平成20年度	30,000	83
	東大路幹線	口径1,350~4,500mm 延長 8,100m	平成23年度	67,000	445
	大手筋、南、北幹線	口径1,100~3,000mm 延長 2,420m	平成27年度	9,000	69
	七条西、七条東幹線	口径3,000~3,500mm 延長 3,750m	平成27年度	32,500	96
	山ノ内南幹線	口径 2,000mm 延長 1,860m		5,800	
	塩小路幹線	口径 3,200mm 延長 1,720m	平成28年度	13,600	39
	朱雀北幹線	口径 2,300mm 延長 1,750m	平成28年度	7,300	19
	山科三条雨水幹線	口径 1,500mm 延長 2,260m	平成28年度	4,000	18
	新川6号幹線	口径 2,200mm 延長 1,180m	平成30年度	4,600	21
	花見小路幹線	口径 1,800mm 延長 840m	平成30年度	2,000	15
	山科川13-1号雨水幹線	口径 3,500mm 延長 770m	令和元年度	7,400	26
	伏見第3導水きよ	口径 3,000mm 延長 2,200m	令和元年度	16,200	42
	西部1号・2号分流幹線	口径2,000~2,800mm 延長 1,070m	令和6年度	4,500	33

注1 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

(2) 今後整備予定の雨水幹線

施設名		事業内容	供用開始	貯留容量 (m^3)	建設事業費 (億円)
幹線	烏丸丸太町幹線	口径 2,400mm 延長 1,700m	令和7年度 (予定)	7,700	35
	鳥羽第3導水きよ	口径 4,700mm 延長 6,100m	令和9年度 (予定)	100,000	200

注1 上記は、現在整備中のもの。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績

(令和3～5年度)

【令和3年度】

	申請件数 (件)	設置数 (基)	助成金額 (千円)
雨水貯留施設	103	129	3,167
雨水浸透ます	9	118	2,950

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

【令和4年度】

	申請件数 (件)	設置数 (基)	助成金額 (千円)
雨水貯留施設	105	122	3,543
雨水浸透ます	12	95	2,900

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

【令和5年度】

	申請件数 (件)	設置数 (基)	助成金額 (千円)
雨水貯留施設	57	74	1,841
雨水浸透ます	5	82	2,320

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

2024年10月 上下水道局資料

鉛製給水管取替工事助成金制度の利用実績

年度	助成件数(件)	助成金額(千円)
H 1 9	2 0	8 9 3
H 2 0	4 0	1, 7 1 4
H 2 1	4 5	2, 0 8 8
H 2 2	8 0	3, 1 3 3
H 2 3	7 8	3, 2 6 9
H 2 4	5 8	2, 5 4 9
H 2 5	8 1	2, 6 3 6
H 2 6	2 3	1, 0 7 6
H 2 7	4 4	1, 8 4 2
H 2 8	2 4	1, 1 1 8
H 2 9	5 1	3, 5 0 0
H 3 0	2 8	2, 6 1 2
R 元	2 6	2, 2 7 4
R 2	2 9	3, 1 1 2
R 3	2 0	2, 2 6 0
R 4	1 8	1, 8 9 1
R 5	1 4	1, 4 1 4

注 助成金制度は、平成19年6月から実施。
平成29年度からは助成金額の上限を5万円から10万円に増額。
平成30年度からは対象範囲を宅地部分全体に拡大するとともに、
助成金額の上限を10万円から15万円に増額。

営業所別停水予告・停水実施について（過去5年間）

(単位：件)

営業所 \ 年 度		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
		東 部	停水予告	3,131	2,537	2,093
	停水実施	598	443	463	640	549
北 部	停水予告	3,071	2,523	2,630	3,540	3,474
	停水実施	486	394	412	523	479
西 部	停水予告	3,687	3,170	3,241	3,465	3,051
	停水実施	506	309	366	411	447
南 部	停水予告	4,207	3,467	3,356	4,247	4,554
	停水実施	768	621	526	663	805
合 計	停水予告	14,096	11,697	11,320	13,941	14,138
	停水実施	2,358	1,767	1,767	2,237	2,280

各営業所の担当地域

東部営業所	東山区・山科区・伏見区醍醐支所管内
北部営業所	北区・上京区・左京区・中京区
西部営業所	右京区・西京区
南部営業所	下京区・南区・伏見区（醍醐支所管内を除く）

上下水道局が令和5年度に委託化した業務の委託先・ 委託料・契約期間と今後の計画(効率化推進計画に基づくもの)

(1) 令和5年度に委託化した業務

業務名		契約期間	令和5年度の委託契約 (委託料は決算数値)	
			委託先	委託料 (千円)
水道事業	水道管路管理センター 給水工事関連業務等 (窓口等の一部業務)	令和5年度～ 令和7年度	京都府管工事工業 協同組合	57,600

注 消費税及び地方消費税を控除した額である。

(2) 今後の計画について

業務名		委託実施予定年度
水道事業	浄水場運転監視等業務(新山科)	令和7年度
公共下水道事業	水環境保全センター運転監視等業務 (鳥羽の一部)	令和6年度から順次
	下水道管路管理センター管路維持管理業務 (山科) (※)	令和7年度

※ 当該所属における下水道管路施設の維持管理業務を包括的に委託
(従来の委託業務を含む)

府内自治体（隣接都市）の減免制度実施状況（令和6年度）

（１）水道料金

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
宇治市	1 生活保護世帯	基本料金及び従量料金の一部
	2 低所得世帯	
	【物価高騰対策】 全使用者	基本料金及びメーター使用料の 半額の4か月分 (令和6年3～6月検針分)
亀岡市	減免制度なし	—
向日市	【物価高騰対策】 全使用者	基本料金の2か月分 (令和6年4・5月検針分)
長岡京市	減免制度なし	—
八幡市	減免制度なし	—
南丹市	減免制度なし	—
大山崎町	【物価高騰対策】 全使用者	基本料金の2か月分 (令和6年5月検針分)
久御山町	1 生活保護世帯	月額500円
	2 町民税非課税世帯（単身65歳以上）	
	3 町民税非課税世帯（母子世帯）	

（２）下水道使用料

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
宇治市	1 生活保護世帯	基本使用料及び従量使用料の一部
	2 低所得世帯	
亀岡市	減免制度なし	—
向日市	減免制度なし	—
長岡京市	減免制度なし	—
八幡市	減免制度なし	—
南丹市	減免制度なし	—
大山崎町	減免制度なし	—
久御山町	1 生活保護世帯	月額500円
	2 町民税非課税世帯（単身65歳以上）	
	3 町民税非課税世帯（母子世帯）	

注 調査対象：京都市及び府内隣接都市の計9都市において、令和6年4月1日以降
に実施された減免、及び実施予定の減免

福祉減免制度の政令市実施状況（令和6年7月1日現在）

（１）水道料金

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯	基本料金
	2 市民税非課税世帯	
さいたま市	1 生活保護世帯	口径13mmの基本料金
	2 児童扶養手当受給世帯	
	3 市民税非課税世帯	
川崎市	1 障害者世帯	基本料金
	2 要介護（４及び５）世帯（６５歳以上）	
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯	基本料金
	2 障害者世帯	
	3 要介護（４及び５）世帯	
	4 ひとり親家庭等医療費助成世帯	
	5 特別児童扶養手当受給世帯	
新潟市	減免制度なし	—
静岡市	減免制度なし	—
浜松市	減免制度なし	—
名古屋市	1 生活保護世帯	専用 705円（各減免世帯における料金基礎額が705円に満たない場合は、当該料金基礎額） 共用 670円（各減免世帯における料金基礎額が670円に満たない場合は、当該料金基礎額）
	2 高齢者世帯	
	3 障害者世帯	
	4 児童扶養手当受給世帯	
	5 障害児世帯	
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	減免制度なし	—
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯	1月につき10㎡までの料金
	2 障害者世帯	
	3 寝たきり老人等世帯	
	4 ひとり親世帯	
	5 社会福祉施設	
北九州市	減免制度なし	—
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の料金の数倍の料金であり、かつ、料金の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 政令指定都市（県が主に事業を実施する千葉市、相模原市を除く。）計18都市

(2) 下水道使用料

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯	全額
	2 市民税非課税世帯	基本使用料
さいたま市	1 生活保護世帯	全額
	2 児童扶養手当受給世帯	1月につき10㎡までの使用料
	3 市民税非課税世帯	
千葉市	1 生活困窮世帯	全額
	2 就労自立給付金受給世帯	1月につき10㎡までの使用料
	3 障害者世帯	
	4 要介護(4及び5)世帯(65歳以上)	
川崎市	1 障害者世帯	1月につき10㎡までの使用料
	2 要介護(4及び5)世帯(65歳以上)	
	3 社会福祉施設	使用料の10%
	4 医療施設	
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯	基本使用料
	2 障害者世帯	
	3 要介護(4及び5)世帯	
	4 ひとり親家庭等医療費助成世帯	
	5 特別児童扶養手当受給世帯	
相模原市	1 生活保護世帯	全額
	2 障害者世帯	基本使用料
	3 要介護(4及び5)世帯	
新潟市	1 生活保護世帯	全額(平成22年7月1日廃止。合流区域の未接続生保世帯のみ減免継続)
静岡市	1 生活保護世帯	基本使用料
浜松市	1 生活保護世帯	基本使用料
名古屋市	1 生活保護世帯	専用 基本使用料 共用 1月につき10㎡までの使用料
	2 高齢者世帯	
	3 障害者世帯	
	4 児童扶養手当受給世帯	
	5 障害児世帯	
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	減免制度なし	—
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯	1月につき10㎡までの使用料
	2 障害者世帯	
	3 寝たきり老人等世帯	
	4 ひとり親世帯	
	5 社会福祉施設	
北九州市	1 生活保護世帯	基本使用料(令和4年10月から新規受付せず、令和6年4月廃止)
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の使用料の数倍の使用料であり、かつ、使用料の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 政令指定都市計20都市